

2007年2月5日

少額短期保険事業への参入について

三菱商事は、2007年1月22日に少額短期保険事業の準備会社（社名：MC少額短期準備株式会社、本社：東京都港区、資本金2.8億円・資本準備金2億円）を設立しました。これは2006年4月の改正保険業法の施行を受けたもので、今後、財務局への登録申請や営業体制整備を進め、早ければ本年5月に少額短期保険業者としての営業開始を目指します。

少額短期保険事業は、既存保険会社と比べ、少額（一被保険者あたりの引受限度額1千万円）で短期（最長保険期間2年間）の保障という条件があるものの、生命保険・損害保険を問わず、顧客の要望・ニーズに合わせたシンプルでオリジナルな保険商品を、効率的な運営により比較的低廉な価格で提供できることが大きな魅力です。

当社では、同業法改正を新たな保険事業展開の機会と捉え、事業会社の視点から、この少額短期保険の特徴を活かした事業モデルの構築を図ります。新会社では、まずは個人の日常生活に関わるさまざまな保険商品を開発し、顧客企業等との連携により、会員組織の会員ニーズに即した保険商品の共同企画、契約社員・パート社員等を抱える企業の福利厚生への活用などを提案していきます。新会社は、顧客企業等との協業を通じた個人分野の保険販売を中心に、5年後に約20億円の保険料収入規模への成長を目指します。

また、従来、特定グループの個人契約者を対象として保障提供を行ってきた共済団体（根拠法のない共済）は、同業法改正により、現在、特定保険業者として保険会社または少額短期保険会社への移行の可否について検討されています。新会社では、さまざまな保険商品の事務処理体制や保険金請求体制と、また個人情報保護のための高度なセキュリティー体制を早期に構築し、これら特定保険業者への事業継続サポートのニーズにも積極的に対応していきます。

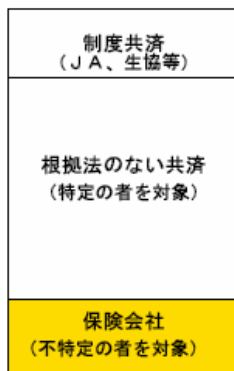
新会社へは、共済事業・少額短期保険事業の設立企画・運営委託業務で実績のあるエーオンファイニティージャパン株式会社（本社：東京都千代田区）が約20%資本参加し、保険商品の開発・事務オペレーションなどのノウハウを提供します。

以上

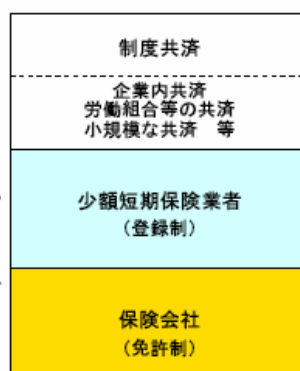
【少額短期保険について】

2006年4月に施行された改正保険業法により、保険期間が2年以内で保険金額が1000万円を超えない範囲内の保険のみの引受けを行う少額短期保険業が新しく制定された。少額短期保険業を行う場合には、内閣総理大臣の登録が必要となる。同業法改正により、保険契約者の保護等の観点から、特定の者を対象として保障提供を行っていた、いわゆる「根拠法のない共済」は、法律上の適用除外団体を除いて本法施行により、金融庁の監督下に置かれることとなった。2年間の移行期間については特定保険業者として金融庁に届出の上営業を行うことが出来るが、移行期間後も営業を継続するためには、保険会社または少額短期保険業者への移行が必要となる。

＜保険業法改正前＞



＜保険業法改正後＞



少額短期保険の保険期間・保険金額の上限

1. 保険期間

損害保険：2年、
生命保険・医療保険：1年

2. 保険金額

疾病による高度障害・死亡 300万円
疾病・傷害による入院給付金等 80万円
傷害による高度障害・死亡 600万円
損害保険 1000万円 等

【会社概要】

＜新会社概要＞

- | | |
|-----------|--|
| (1) 商号 | MC 少額短期準備株式会社 |
| (2) 代表者 | 代表取締役社長 安部 恵 |
| (3) 所在地 | 東京都港区赤坂5丁目5番12号 |
| (4) 設立年月日 | 2007年1月 |
| (5) 資本金 | 2.8億円(その他、資本準備金2億円) |
| (6) 事業の内容 | 少額短期保険事業 |
| (7) 株主 | 三菱商事株式会社(81%)
エーオンアフニティージャパン株式会社(19%) |

<エーオンアフィニティージャパン株式会社概要>

- (1) 商 号 エーオンアフィニティー ジャパン株式会社
- (2) 代 表 者 代表取締役社長 山中孝市
- (3) 所 在 地 東京都千代田区五番町 12 番地 1
- (4) 設立年月日 1982 年 5 月 24 日
- (5) 資 本 金 1.9 億円
- (6) 事業の内容 少額短期保険業・保険会社・共済会（改正保険業法除外の共済）
の設立支援、少額短期保険業・保険会社・共済会（改正保険業法
除外の共済）運営に係る事務受託、コンピュータ保守

以 上